

消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)の施行後5年を経過することから、東日本大震災における運用実態等を踏まえた所要の検討を行う。

消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号) 附則

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討事項

○平成23年度に開催した「大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会」において、東日本大震災時における建築物の防災管理・自衛消防組織に係る運用実態を調査(参考資料1-4参照)

→調査結果を踏まえ、防災管理に係る消防計画の内容、自衛消防組織の活動要領について、明確化しておくべき事項等を整理

※「大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持」に係る検討結果を踏まえながら検討を進める。

○併せて、自衛消防組織の相互連携のあり方について検討

※自衛消防組織が相互に連携して効果的な防火・防災管理を行っている事例を調査し、その結果を踏まえ検討を進める。